

福岡県公報

平成二十三年七月二十九日
第三千二百八十五号
増刊 ①

目次

規 則 (第二十八号)

○福岡県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則 (都市計画課) ……………一

議 会

○福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示 (議会事務局総務課) ……………三

○福岡県議会公印規程の一部を改正する告示 (議会事務局総務課) ……………五

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………六

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正 (市町村支援課) ……………七

(市町村支援課) ……………七

規 則

福岡県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年七月二十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第二十八号

福岡県開発登録簿閲覧規則の一部を改正する規則

福岡県開発登録簿閲覧規則(昭和四十六年福岡県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「交付申請」を「交付請求」に改め、同条第一項中「開発登録簿の写しの交付申請書」を「開発登録簿の写しの交付請求書」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

様式第二号を次のように改める。

様式第2号（第九条関係）

開発登録簿の写しの交付請求書

年 月 日

福岡県知事 殿

住所（所在地）

請求者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

印

都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり開発登録簿の写しの交付を受けたいので請求します。

開発許可の年月日及び番号	年 月 日
開発許可を受けた者の住所（所在地） 及び氏名（名称及び代表者氏名）	
開発区域に含まれる地域の名称	
写しを必要とする理由	
写しの交付請求枚数	調書 枚 図面 枚
※ 手数料欄	

- 備考 1 請求者の氏名（代表者氏名）の記載を自署する場合は、押印を省略することができます。
- 2 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 3 この請求書の様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、請求の宛先を書き換えていただければ、九州各県の請求書様式として利用できます。

附則

この規則は、平成二十三年八月一日から施行する。

議 会

福岡県議会告示第三号

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

福岡県議会議長 原 口 剣 生

福岡県議会事務局規程の一部を改正する告示

福岡県議会事務局規程（昭和三十五年十月二十五日福岡県議会公示）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（室又は係の設置等）

第二条 福岡県議会事務局条例（昭和三十五年福岡県条例第四十号）第二条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる課に、当該下欄に掲げる室又は係を置く。

総務課	総務係 秘書係 経理係
調査課	政策企画支援室

2 前項に定めるもののほか、事務局の各課に別に定めるところにより必要な班を置くことができる。

第三条中「各課」の下に「、室」を加える。

第四条の表課長の項の次に次のように加え、法務調査監の項を削る。

室 長	上司の命を受け、当該室の事務を掌理する。
-----	----------------------

第五条を次のように改める。

（役付職員）

第五条 事務局に事務局長のほか事務局長次長を、事務局の各課又は室に課長又は室長（以下「課長等」という。）を、総務課に副課長を置く。

2 総務課に課長補佐を、総務課の各係に係長を置く。

3 前二項に規定するもののほか、必要と認めるときは、事務局に副理事を、課又は室

に企画監、参事、参事補佐、企画主幹、企画主査及び事務主査を置く。
 第六条第二号中「課長」を「課長等」に改め、「、法務調査監」を削り、同条第三号中「課長」を「課長等」に改め、「、法務調査監」を削る。
 第七条を次のように改める。

第七条 課長等において専決処理することができる事項は、次のとおりとする。

- 一 所属職員の事務分掌に関する事項。
 - 二 所属職員（室長、副課長、企画監及び参事を除く。次号において同じ。）の休暇、欠勤その他服務に関する事項。
 - 三 所属職員の旅行及び時間外勤務の命令に関する事項。
 - 四 軽易な通知、照会、回答、報告、申請、証明等に関する事項。
 - 五 その他軽易な所掌事務の処理に関する事項。
- 2 前項に定めるもののほか、総務課長にあっては、職員の諸手当の認定に関する事項を専決することができる。

3 第一項第二号及び第三号に掲げる事項については、主務課長（総務課長を除く。）は、あらかじめ総務課長と協議するものとする。
 第八条の表を次のように改める。

区分	事務局長の決裁事項	課長の決裁事項	不在代決することができる者	
			決裁権者が不在のとき	決裁権者及び上欄に掲げる者がともに不在のとき
事務局長の決裁事項	事務局長次長	総務課にあっては副課長、その他の課にあっては課長が指定する職員	主務課の課長	総務課にあっては課長補佐又は課長補佐が担当しない事務を所掌する係の係長、その他の課にあっては課長が指定する職員
室長の決裁事項	室長が指定する職員	副課長の決裁事項	主務課の係長	
課名	室名又は係名	別表を次のとおり改める。	所掌事務	
総務課	総務係		一 儀式及び渉外に関する事項。 二 議会の国際交流に関する事務のうち、他係に属さないもの	

議事課	総務課		
	経理係	秘書係	総務係
<p>一 本会議の運営に関する事 二 代表者会議に関する事 三 議会運営委員会に関する事 四 常任委員会に関する事 五 特別委員会に関する事務のうち、事務局長が指定するものに関する事 六 常任委員長会議に関する事 七 議案に関する事 八 請願及び陳情に関する事 九 議決事項の処理に関する事</p>	<p>一 予算及び決算に関する事 二 議員の議員報酬、費用弁償等に関する事 三 政務調査費に関する事 四 議員互助会に関する事 五 職員の給与及び旅費に関する事 六 地方職員共済組合及び互助会に関する事 七 物品の出納及び管理に関する事 八 経理に関する事 九 議会の情報公開に係る事務の総括に関する事 十 議会の個人情報保護に係る事務の総括に関する事</p>	<p>一 議長及び副議長の秘書に関する事 二 議長車及び副議長車の運行に関する事 三 議長会の連絡調整に関する事 四 議長及び副議長に係る国際交流事務に関する事 五 予算及び決算に関する事 六 議員の議員報酬、費用弁償等に関する事 七 政務調査費に関する事 八 議員互助会に関する事 九 職員の給与及び旅費に関する事 十 地方職員共済組合及び互助会に関する事 十一 物品の出納及び管理に関する事 十二 経理に関する事 十三 議会の情報公開に係る事務の総括に関する事 十四 議会の個人情報保護に係る事務の総括に関する事</p>	<p>一 職員の仕事、勤務及び研修に関する事 二 議員の身分、栄典及び表彰に関する事 三 議員の待遇に関する事 四 議員及び職員の公務災害補償に関する事 五 都道府県議会議員共済会に関する事 六 議員及び職員の福利厚生に関する事 七 議会において使用する庁舎及びその用地の維持管理及び運営に関する事 八 傍聴に関する事 九 議員の資産等の公開に関する事 十 庶務に関する事（議事課及び調査課に係るもの（公印の管守、職員の職務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に關することを除く。）を含む。） 十一 各課との連絡調整に関する事 十二 他課及び他係の所管に属さないこと</p>
調査課			議事課
政策企画支援室			
<p>一 議員提出条例の制定及び改廃に係る企画支援及び連絡調整に関する事 二 議員提出条例の制定及び改廃に係る行政施策、法令等の調査に関する事 三 議会の政策提言等に係る企画支援及び連絡調整に係る事 四 意見書及び決議に関する事 五 意見書等調整会議に関する事 六 議案審査に係る連絡調整に関する事務のうち、他課に属さないものに関する事 七 議会改革の総合調整に関する事 八 専門的知見に関する事 九 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の職務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関する事</p>	<p>一 議員定数及び選挙区に関する事 二 議会制度の企画・調整等に関する事 三 速記に関する事 四 会議録の編集に関する事 五 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の職務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関する事</p>	<p>一 議案の調査に関する事 二 行政施策、法令等の調査に関する事（議員提出条例の制定及び改廃に係るものを除く。） 三 議会図書室に関する事 四 特別委員会に関する事務のうち、他課に属さないものに関する事 五 議会に関する条例、規程等の制定及び改廃に係る法務に関する事 六 議会制度の調査、研究等に関する事 七 議会の広報に関する事 八 議会の情報公開に関する事 九 議会の個人情報保護に関する事 十 国及び市町村の行政情報の収集に関する事 十一 その他各種資料及び情報の収集並びに諸調査に関する事 十二 議会史編纂に関する事 十三 議長会に関する事務のうち、他課に属さないものに関する事 十四 庶務に関する事のうち、公印の管守、職員の職務並びに文書の收受、発送、保管及び保存に関する事（政策企画支援室に係るものを除く。）</p>	

附則

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

福岡県議会告示第四号

福岡県議会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年七月二十九日

福岡県議会議長 原口 剣生

福岡県議会公印規程の一部を改正する告示

福岡県議会公印規程（平成九年六月福岡県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一福岡県議会事務局調査課長印の項の次に次のように加える。

福岡県議会事務局政策企画支援室長印

〃

〃

〃

別表第二を次のように改める。

別表第二

福岡県議会
事務局政策
企画支援
室長印

福岡県議
会図書印

福岡県議会
特別委員会
委員長印

福岡県議
会印

福岡県議
会事務局
出納員印

福岡県議会
運営委員会
委員長印

福岡県議
会議長印

福岡県議会
事務局議事
課長印

福岡県議
会事務局
局長印

福岡県議
会副
議長印

福岡県議会
事務局調査
課長印

福岡県議会
事務局総務
課長印

福岡県議会
○○委員会
委員長印

附則

この告示は、平成二十三年八月一日から施行する。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第八十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院（小倉南区）の項中

九州労災病院
〃 〃 葛原高松一丁目三番一号

を

九州労災病院
〃 〃 曾根北町一一一

に改め、

飯塚市の項中

福岡県済生会福岡第二病院
〃 太郎丸二六五

を

福岡県済生会飯塚嘉穂病院
〃 太郎丸二六五

に改め、

宗像市の項中

宗像医師会病院
〃 田熊二〇一一一

を

宗像医師会病院
〃 田熊五一五一三

に、

宗像医師会介護老人保健施設よつづか
〃 田熊二二八一一

を

宗像医師会介護老人保健施設よつづか
〃 田熊五一五一一六

に改め、

みやま市の項中

医療法人幸明会新船小屋病院
みやま市瀬高町長田一六〇四

を

新船小屋病院
みやま市瀬高町長田一六〇四

に改め、

二 老人ホームの項中

社会福祉法人久寿福祉会特別養護老人ホームあかま
〃 田久五〇五一

を

特別養護老人ホームあかま
〃 田久三一一一一

に、

社会福祉法人同朋会特別養護老人ホーム同行園
糟屋郡宇美町大字宇美字吉ノ浦一九四六

を

特別養護老人ホーム同行園
糟屋郡宇美町障子岳南二一四一二五

に改め、

三 身体障害者支援施設の項中

身体障害者療護施設サンハウス希望の苑
〃 〃 大字羽根戸字三反間五一五番地の三

を

障がい者支援施設サンハウス

〃 〃 大字羽根戸字三反間五一五十三

に、

重度身体障害者授産施設宰府園

太宰府市大字大佐野七六一の一

を

障害者支援施設宰府園

太宰府市大字大佐野七六一一

に、

身体障害者療養施設慈久園

みやま市瀬高町松田四四一

を

障がい者支援施設慈久園

みやま市瀬高町文廣二〇四九

に

改める。

福岡県選挙管理委員会告示第八十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十九日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

二 老人ホームの項中

有料老人ホームさわやか直方館

〃 大字山部四四二一一

を

有料老人ホームさわやか直方館

〃 大字山部四四二一一

軽費老人ホームA型丹頂園

〃 大字上頓野字西ノ宮二二三五

に

改める。